令和３年度岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業

（プラスチックごみ対策モデル事業）募集要領

令和２年　　月　　日

岐　 　　阜　 　　県

第１　はじめに

県民が森や川の公益的機能により多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支えていく森づくりや川づくりを促進する必要があります。

そのなかでも特に必要な課題に対して行われる活動を「清流の国ぎふ地域活動支援事業」のモデル事業として実施することとし、当該地域活動事業の実施者を下記のとおり募集します。

第２　対象となる地域活動事業等

　１　対象となる地域活動事業

　　　プラスチックごみ対策モデル事業

　　　各種団体等が自ら企画・立案・実行する創意工夫のある環境保全活動のうち、プラスチックご

み対策に資する先進的な環境教育を実施する事業

２　事業の実施期間

事業は、補助金の交付決定日から令和４年３月１０日までに完了することができるものに限ります。

第３　補助対象経費及び補助率等

補助の対象となる経費及びその補助率は別表１のとおりです。ただし、補助金の額の算定根拠となる補助対象経費は３０万円以上３５０万円以下とします。

第４　事業実施の条件

１　事業の実施場所は、原則、県内とします。ただし、森・川・海の流域一体での環境保全活動など県外の上下流域と連携した活動が必要となる場合は、県内に加え県外での活動も対象とすることができます。

２　事業の実施について、事業の実施場所の土地所有者、土地使用権限者、その他当該場所の使用等について権限を有する者の許可又は同意等が得られるものとします。

３　他の団体等が同様に取り組める汎用性の高いものとします。

　４　地元市町村、企業、大学等のいずれかと連携して行うものとします。

　５　県が主催するシンポジウムにおいて取組みを発表することとします。

第５　応募の対象者

本事業に応募できる「団体、法人」（以下「事業主体」という。）は、次のいずれかとします。ただし、応募申請時には設立見込みでも可とします。（交付申請時までの設立は必須）

（１）県内に事務所又は事業所を有する法人であって、次の要件をすべて具備しているもの。

①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。

②事業の趣旨・目的を十分に理解し、そのＰＲや普及活動に積極的に取組むことができること。

③補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

④宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

⑤特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制　　　　下でないこと。

⑦実施事業の公表に異議がないこと。

⑧その他、本事業の適正な実施が認められること。

（２）県内に活動の本拠を置く３名以上で構成する団体であって、規約その他の規程を有し、次の要件をすべて具備しているもの。

①前（１）の①から⑧の要件をすべて満たすこと。

②団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。

③団体の意思決定方法が定められていること。

④団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。

第６　事業の応募

１　事業の応募は、応募要領に定める以下の書類（以下「応募申請書等」という。）を作成のうえ提出してください。ただし、書類は、日本工業規格Ａ４縦型（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。申請書での使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（１）応募申請書（様式第１号）

（２）活動計画書（様式第２号）

（３）活動実施箇所の位置図、過去の活動状況の写真など

※このほか、必要に応じて資料を添付してください。

※応募申請書には、設計書、見積書等積算の根拠となる資料の添付は求めません。ただし、委託料及び工事請負費については、事業者等へおおよその経費を確認し、計画を作成してください。これらの経費については、ヒアリングの際に設定根拠を確認します。

　２　応募申請書等は、応募書類の様式を県公式ホームページからダウンロードして、必要な書類を添えて、県庁環境企画課へ郵送等により２部提出してください。

第７　応募受付期間

　　　令和２年１０月１５日（木）から令和２年１１月１６日（月）午後５時１５分（必着）まで

第８　内容に係る質問

　（１）問い合わせ先

事業の内容や書類の作成方法などについて質問がある場合は、以下へお問い合わせください。

［事業内容について］

・廃棄物対策課　資源循環推進係　直通電話　０５８－２７２－８２１４

　　　　 [書類の作成方法などについて］

・環境企画課　環境企画係　直通電話　０５８－２７２－８２３１

　 （８：３０～１７：１５　土日祝日を除く）

E-mail c11265@pref.gifu.lg.jp

　　（２）回答の公表

質問に対する回答のうち公表の必要があるものについては、岐阜県のホームページ上にて公表します。

第９　応募に際しての注意事項

　１　失格又は無効

　　　次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

　　　（１）受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合

　　　（２）提出書類に虚偽の内容を記載した場合

　　　（３）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

　　　（４）本要領に違反すると認められる場合

　　　（５）その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

　２　複数応募の禁止

　　　同一団体から複数の事業の応募はできません。ただし、県の同意がある場合についてはこの限りではありません。

　３　提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし軽微なものは除きます。

　４　書類の返却

　　　提出書類は、原則返却しません。

　５　費用負担

　　　提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

　６　その他

　（１）応募申請書等の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

（２）提出された応募申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成１２年条例第５６号）に基づく情報公

開請求の対象となります。

（３）応募申請書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を岐阜県環境生活部環境企画課に提出してください。

第１０　応募申請書等の審査

１　応募申請者に対し、事業内容のヒアリングを実施します。

２　応募申請書等の審査は、庁内審査会及び事業評価審議会が行います。

３　審査会の審査結果に基づいて予算の範囲内で事業を選考し、その結果を応募者に通知します。

（今後のスケジュール）

　R2.10.15～R2.11.16 　申請書受付期間

　R2.12月～1月　　　 申請内容についてのヒアリング

　 R3.2月～3月 　 庁内審査会及び事業評価審議会での審査

　R3.3月下旬 　　 採択額の通知（内示）

　R3.4月～ 交付申請書の受付開始

第１１　留意事項

（１）本事業の予算について

岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、事業の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、当該事業の応募者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

（２）業務の一括委託の禁止

事業主体は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

（３）個人情報の保護

事業主体は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条

例（平成１０年岐阜県条例第２１号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。

（４）守秘義務事業主体は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

（５）採択後の手続き

　　　応募事業が採択を受けた場合、事業実施までに、補助金交付申請書の提出、補助金交付の決定の手続が必要となります。

　　　交付申請は令和３年４月１日（木）以降の手続きとなります。交付申請書の受付後、交付決定を行うまでには通常１～２週間ほど必要となりますのでご承知おきください。

採択後の手続きの流れ：採択通知⇒交付申請⇒交付決定⇒事業実施（着手届）

　（６）土地所有者等の同意

　　　　交付申請にあたっては、原則、土地所有者等の同意を得ていることを確認できる書面の添

　　　付が必要となります。

第１２　問い合わせ先

　　　　〒５００－８５７０　岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号（県庁６階）

　　　　　　　　　　　　　　岐阜県環境生活部環境企画課　環境企画係

　　　　ＴＥＬ：０５８－２７２－８２３１（直通）

　　　　ＦＡＸ：０５８－２７８－２６１０

　　　　e-mail：c11265@pref.gifu.lg.jp

別表１（補助の対象となる経費及び補助率）

１　補助の対象となる経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 費　目 | 摘　要 | 厳守事項 |
| 人的活動費 | 賃金 | 専門的技術作業、機械操作作業等に係る賃金 | ・応募者の構成員への賃金は対象外。・１人１時間あたりの上限額を１，１９０円、１人１日あたりの上限額は８，３３０円とする。 |
| 報償費 | 講師、指導者、専門技術者等への謝金 | ・応募者の構成員への謝金は対象外。・１時間あたりの上限額を２，８００円とし、１日あたり４時間を上限とする。 |
| 旅費 | 講師、指導者、専門技術者等への旅費 | ・応募者の構成員への旅費は対象外。・原則として実費弁償とする。・宿泊に係る経費は対象外とする。・公共交通機関利用の場合、原則、県内利用に係る実費・自家用車利用の場合、原則、県内移動に係る額（距離×３７円／km）と高速道路料金。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 費　目 | 摘　要 | 厳守事項 |
| その他活動経費 | 需用費 | （消耗品費）事業実施に直接必要な事務用品や資料等の購入費（燃料費）チェンソーや草刈機用の燃料費等（印刷製本費）募集チラシや資料の資料印刷代、写真現像代等 | ・食料費は対象外。但し、活動中の水分補給を目的としたもの及び活動の性質上、特に必要な場合はこの限りでない。・自家用車の燃料費は対象外。 |
| 役務費 | 通信運搬費傷害保険料等 | ・他の用途との使用の区別が困難な電話・ＦＡＸ代等は対象外。 |
| 委託料 | 木材の製材、加工危険木の伐採等 | ・活動の主たる部分を委託する場合は対象外。 |
| 使用料及び賃借料 | 会場、車両、機材等の使用料及び賃借料等 |  |
| 工事請負費 | 施設の木質化、ビオトープ整備等 | ・工事請負のみの事業は対象外。 |
| 原材料費 | 環境教室で必要な材料代等 |  |
| 備品購入費 | 機械、器具木製品購入費等 | ・活動に必要な機械・機器は、原則、リース等により調達すること。・ただし、リースによる取引が行われておらず、継続使用のためには購入以外の方法がないと認められる場合のみ購入を可能とする。・購入額については事業計画の内容を勘案して決定する。 |
| その他 | 上記以外の経費で、特に必要と認められる経費 | ・事業計画の内容を勘案して決定する |

２　補助対象外経費

　　いかなる理由にもかかわらず以下に掲げる経費は補助の対象としない。

　　（１）団体等の運営に関する費用

　　　　　①団体等の運営に必要な恒常的経費（家賃、電気料金、電話・ＦＡＸ使用料）

　　　　　②団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用

　　（２）他団体への補助（助成）等を目的とした費用

　　（３）資格の取得に要する費用

　　（４）販売を目的としたものに係る経費

　　（５）参加者から参加料等の費用を徴収するものに係る経費

　　（６）個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）

　　（７）その他本事業として相応しくない費用（飲食に関する費用等）

３　補助率

|  |  |
| --- | --- |
|  　　対象範囲 | 　　　　　　　　　補助率 |
| 補助対象経費が１，０００千円以下の部分 | 補助対象経費の１０分の１０以内 |
| 補助対象経費が１，０００千円を超える部分 | 補助対象経費の２分の１以内 |